

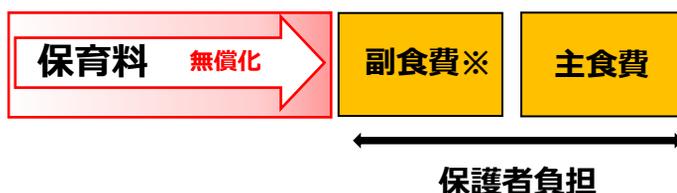
幼稚園、認定こども園（教育部分）の保育料は**無償**です。

※ 満3歳についても、同様に無償です。

*** 保育料無償化のための手続は不要です ***

- 満3歳を含め、**保育料は無償**
- **通園バス費、給食実施園の主食費・副食費（おかず代など）、教材費などは保護者負担**となります。

参考：給食実施園の場合



※副食費の額は園により異なります。また、次のとおり副食費が免除になる場合があります。

年収360万円未満相当世帯…幼稚園、認定こども園に通う全ての子どもの副食費が免除

年収360万円以上相当世帯…小学3年生までの子どもが3人以上いる場合は、3人目以降の副食費が免除

（2人目までは全額必要）

副食費の徴収・免除の判定は、園を通じてお知らせします。

○在園以外の一時預かり事業、認可外保育施設などの利用料は、保護者負担となります。

預かり保育料について（実費で利用できますが、無償化の対象になるには**申請が必要**です。）

満3歳のうち、住民税課税世帯は、保育の必要性の有無にかかわらず、預かり保育料は無償になりません。

※ 満3歳…2025年度は、2022年（令和4年）4月2日から2023年（令和5年）4月1日生まれで3歳になった子ども

- 月48時間以上の就労などにより、申請により「**保育の必要性の認定**」を受けられた場合は、預かり保育料も月額上限額※まで無償になります。
※ 預かり保育の利用日数×450円と11,300円（満3歳の非課税世帯は16,300円）を比較して小さい額
- 保育を必要とする要件は、就労のほか、就学、産前産後、病気・障がいなどがあります。詳しくは、「**無償化の認定手続について**」をご覧ください。
- 「**保育の必要性の認定**」は、預かり保育の利用を約束するものではありません。預かり保育の申込みは、各園に行ってください。
- 預かり保育料は、月額上限額までは料金を園に支払う必要はありません。ただし、月額上限額を超えた預かり保育料や無償化対象外費用（おやつ代等）は支払う必要があります。

※「無償化の認定手続について」は、各施設にあります。